

衆議院解散権は首相の伝家の宝刀か・完 : 京・江戸・博多、そして巴里 : 21

南野, 森
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7236801>

出版情報 : 福音宣教. 77 (10), pp.10-11, 2023-11-01. Oriens Institute for Religious
バージョン :
権利関係 :





2023年9月13日、第2次岸田第2次改造内閣が発足した。写真は、9月15日に任命された副大臣（左）と政務官の集合写真。54人のうち女性が1人もいない異様に、首相周辺の誰も気付かなかったのだろうか。



京・江戸・博多、そして巴里

南野 森●憲法学者

21 衆議院解散権は首相の伝家の宝刀か・完

7条説に基づいて、内閣が69条所定の場合以外にも衆議院の解散を決定できることは、戦後政治で確定しているとしても、だからといって無制約に、好き勝手に解散して良いということにはならない。ある権力の行使が憲法上認められているとして、それは、それが認められた目的に応じて正しく行使されるべきであり、目的にそぐわない行使は権力の濫用として非難されるべきである。

憲法学の通説を牽引した故・芦部信喜教授の『憲法（第八版）』（高橋和之補訂、岩波書店、二〇一三年）には、「解散は国民に対して内閣が信を問う制度であるから、それにふさわしい理由が存在しなければならぬ。」と書かれている。そして具体的に、解散は、69条所定の場合のほかには、「①衆議院で内閣の重要案件（法律案、予算等）が否決され、または審議未了になった場合、②政界再編成等により内閣の性格が基本的に変った場合、③総選挙の争点でなかった新しい重大な政治的課題（立法、条約締結等）に対処する場合、④内閣が基本政策を根本的に変更する場合、⑤議員の任期満了時期が接近している場合、などに限られると解すべきであり、内閣の一方的な都合や党利党略で行われる解散は、不当である。」と明言されている（359・360頁）。

長谷部恭男教授の『憲法（第八版）』（新世社、二〇一三年）にも同様の記述があり、解散の根拠が「解散の果たす民主的機能に求められる以上、そのような機能が期待される場合に限って解散を行うべきである」との結論が、条理上、導かれるはずである。」（406・407頁）とある。学説は、無制約で好き勝手な解散など認めて

いないし、正当な理由のある解散に限定すべきと主張しているのである。

しかし、人は刑法を守らなければ逮捕されるが、憲法を守らなくても逮捕はされない。解散権というと内閣、とくに内閣総理大臣が、自らの解散権を謙抑的に、正当なものに限定して行使しない限り、どうしようもないのである。せいぜい、次の選挙でそういう内閣総理大臣やその政党にお灸を据えることくらいしか国民にはできない（が、それも選挙制度の問題もあり簡単にはいかない）。

一九七〇年代後半に衆議院議長を務めた自民党の故・保利茂氏は、議長在任中に福田赳夫首相が「解散風」を吹かせたことに反発し、解散は「内閣の恣意によるものではなく、あくまで国会が混乱し、国政に重大な支障を与えるような場合に、立法府と行政府の関係を正常化するためのものでなければならぬ。7条解散の濫用は許されるべきではない。」とのメモを遺した。その40年後に議長の座にあつたやはり自民党の大島理森氏は、保利氏の遺稿に触れながら、「解散というのは、権力濫用だと思われぬような使い方をすることが大事だ。『大義』というものが要だ。」と述べた。与党にもまともな政治家はいたのである。

昨今は、しかしながらこのような声はほとんど聞かれることがなくなり、マスコミでも政局報道ばかりが先行し、そもそも解散とは何のためにあるのか、その解散権行使は正当化できるのか、といった冷静沈着な議論が見られなくなっているように思う。主権者である国民には、政治を「監視」する役割もある。それぞれの持ち場で、見つめ、考え、声をあげたいものである。



みなみの・しげる●九州大学法学部教授。京都市生まれ。洛星中・高等学校、東京大学卒業後、同大学大学院、パリ第10大学大学院を経て、2002年九州大学助教授、14年教授。AKB48の山内奈月との共著で好評を博した『憲法主義』（PHP文庫）ほか著書多数。